

伊賀市 事務事業事前評価シート

新規・ソフト事業

コード	名 称	
事業名	2035	障害者相談支援センター運営事業
基本施策	5	障がいのある人の自立した生活を支える

担当部課名	高齢障害課
作成者氏名	榊 光裕
連絡先	22-9657

事業の計画・内容

事業の目的	対象等(何を、誰を)	成果(どうなるのか)
	障がいのある人やその家族	様々な生活課題を解決するために、各種相談に応じるとともに、適切なサービス利用につなげ、障害のある人が地域で安心して日常生活が送れるようにサポートする。
本年度事業内容	平成18年4月より、介護保険課事務所に「伊賀市障害者相談支援センター」を開設。 相談員3名(社会福祉法人等から派遣)と保健師1名(市職員)の体制で、障がいのある人やその家族からの相談業務を行う 必要に応じて自宅訪問も行う。 障がいのある人へ健康についての情報提供と支援、虐待の対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用、権利擁護事業等	
開始年度	平成 18 年度	終了年度 平成 年度 根拠法令・要綱等

投入資源

		H18	H19	H20
投入人員	正規職員 (人)	1	1	1
	人件費合計(A)	7,200	7,200	7,200
支出内訳(千円)	事業費(B)	27,044	27,100	27,100
	委託料	23,546	23,600	23,600
	その他	3,498	3,500	3,500
	合計(A+B)	34,244	34,300	34,300
財源内訳(千円)	特定財源 国県支出金	11,155	11,155	11,155
	地方債			
	受益者負担			
	その他特財			
	一般財源	23,089	23,145	23,145
上記 ~ に関する特記事項				

活動指標

活動指標	単位	目標値	
		平成 20 年度	年度
訪問件数	人	300	

評価指標

事業の目的の成果を測る指標	指標設定の考え方	単位	H18目標値
相談利用実人員	相談利用実人員を増加させることを指標とする。	件	300

評価	必要性	4	・障害者自立支援法が平成18年4月から施行されたことにより、障害者相談支援センターの設置が義務付けられたことにより、平成18年4月よりセンターを開設。 ・平成18年10月より障害者自立支援法の完全施行により、新たに障害者サービス計画の支援を行っていく必要があり、体制の充実・強化を行っていく必要がある。
	有効性	4	市職員1名(保健士)と派遣職員3名(専門職員)で障害のある人の相談にのることにより、適切なサービスの利用に繋げ
	効率性	4	市職員1名(保健士)と派遣職員3名(専門職員)で障害のある人の相談にのることにより、適切なサービスの利用に繋げ

総合評価

A